

## 4 生産者（事業者）の役割について

### 国等への要望について

- (1) 区では、区民にとって緊急の課題である環境、福祉、教育などの施策を遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要と考え、特別区長会及び全国市長会を通じて、国・東京都に対して要望活動を実施している。
- (2) 廃棄物処理については、国・自治体・事業者の役割分担の整備や多様な廃棄物に係る効率的で低コストのリサイクル技術の開発支援を含めた総合的な廃棄物対策の推進など、廃棄物の更なる減量とリサイクルの推進が図られるよう要望を行っている。

### 参考資料4-2-①

平成23年度 国の施策及び予算に関する要望書（抜粋）【出典 特別区長会ホームページ】

### 参考資料4-2-②

平成22年度 国の施策及び予算に関する提言・重点要望事項及び提言・要望事項全国市長会としての要望（抜粋）【出典 全国市長会ホームページ】

# 平成23年度国の施策 及び予算に関する要望書

平成22年8月  
特別区長会

## 16 廃棄物処理対策の強化

循環型社会を構築するには、循環型社会形成推進基本法の趣旨に基づき、行政・事業者・消費者等が協働して3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）の推進に取り組む必要がある。

人口が高度に集中する特別区において、更なる廃棄物減量及びリサイクルの推進が図られるよう、次の方策を講じること。

- (1) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」において、拡大生産者責任の原則に基づき事業者が応分の費用を負担するとともに、事業者が主体となるリサイクルシステムが確立されるよう、事業者と自治体との役割分担等を明確化すること。
- (2) 現行の容器包装リサイクル法に定める、再商品化義務対象物の範囲を拡大すること。

## 廃棄物・リサイクル対策に関する提言・要望

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 総合的な廃棄物政策について

- (1) 循環型社会を実現するため、拡大生産者責任の強化を図るとともに、都市自治体に配慮したより良いリサイクル制度を構築するべく、現行のリサイクル制度の検証と併せ、新たなリサイクル制度について検討すること。
- (2) 多様な廃棄物に係る効率的で低コストのリサイクル技術を開発するとともに、リサイクル製品の流通体制の確立など総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。
- (3) 有害性・危険性などの視点から自治体による処理が困難な一般廃棄物について、処理過程の安全性を確保するよう製造事業者の責務を明確にするとともに、製造事業者による製品の引取り及び処理について、法的な義務付けを行うこと。
- (4) 家庭から排出される在宅医療廃棄物の処理について、自治体の責任とすることなく、医療機関等を通じ、最終的には製造者責任として再資源化を推進すること。
- (5) 放置産業廃棄物の早期撤去について、法的規制の整備や財政措置の拡充など施策の充実を図ること。

### 2. 廃棄物処理施設等について

- (1) 廃棄物処理施設の設置については、施設の集中等に伴う地域での紛争を回避するべく適切な措置を講じること。
- (2) 循環型社会形成推進交付金制度について、廃棄物処理施設の基幹的改良やごみ固形燃料製造施設の運営に対する支援措置を拡充するとともに、災害廃棄物用ストックヤードの整備に対する財政措置を講じること。

また、施設整備と一体に行われる余熱利用施設等の周辺環境整備についても、交付対象とすること。

さらに、複合バイオマスメタン発酵施設の整備について、都市自治体が活用しやすい制度となるよう積極的な支援を行うこと。

(3) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等に対しても財政措置を講じること。

また、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用について、適切な財政措置を講じること。

### 3. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」に仕組みを改めることとし、5年後の制度見直しに限定することなく、現状を踏まえ前倒しで検討を行うこと。

また、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。

(2) 家電リサイクル制度について、適切な財政措置を講じるとともに、都市自治体と事業者との協力体制について、自治体が活用しやすい仕組みとするよう更なる支援を行うこと。

(3) 不法投棄対策を十分考慮した上で、対象品目の更なる拡大を図ること。

(4) 不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が費用負担や収集、運搬、処理等を義務付けるとともに、排出者等の利便性に配慮した環境の整備を推進すること。

### 4. 容器包装リサイクル制度について

(1) 拡大生産者責任の原則に基づき、都市自治体と事業者との役割分担の更なる見直しを行い、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、現在、自治体が負担している収集、選別、保管等の費用を事業者負担とすること。

(2) 容器包装リサイクル制度について適切な財政措置を講じるとともに、容器包装の範囲の周知徹底や飲料用容器等のデポジット制及びリターナブル容器の普及等により、容器包装の発生抑制を図ること。

また、容器包装の軽量化や容器等の設計段階から分別・リサイクルに配慮した仕様を事業者が義務付けること。

(3) プラスチック製容器包装の再商品化手法及び指定法人が定めるプラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。